

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

—過去は変えられないが未来は変えられる—

伊方原発運転差止広島裁判

2023

4

19

水

本訴

第32回口頭弁論期日

原告側 証人尋問

いよいよ証人尋問が始まります。ぜひ、法廷へ傍聴に来てください。

4月19日当日予定

- 12:55 みなさん、広島地裁前南西角にお集まりください。
- 13:00 広島地裁へ乗込み行進。行進終了後、直ちに入廷。当日は傍聴抽選はありません。
- 13:30 第32回口頭弁論開始。
◆本件の担当裁判官
(広島地方裁判所 民事第二部 合議ア係)
裁判長 大浜 寿美 裁判官
右陪席 長谷川 健太郎 裁判官
左陪席 森 谷 謙 太 裁判官
- 原告側主尋問。
- 15:40 被告側反対尋問。
- 16:20 再尋問。
- 16:50 口頭弁論終了予定。
- 17:15 広島弁護士会館にて記者会見・報告会開始。
- 18:00 記者会見・報告会終了。

報告会にZOOM参加ください

どなたでも報告会へのZOOM参加ができます。会議URLは当裁判Webサイトに掲載していますのでコピーしてアクセスしてください。

13:30 開始～16:50 頃迄

テーマ 「避難計画」

証人 哲野イサク氏

原告(広島市在住)
Web ジャーナリスト

ZOOM 勉強会のお知らせ

4/15 土

「次回人証尋問のキモ」

報告者：哲野イサク
20:00～21:30

どなたでも勉強会へのZOOM参加ができます。勉強会のURLは当裁判Webサイトに掲載していますのでコピーしてアクセスしてください。ご参加の方は、事前にお名前と所在地をお知らせいただければ幸いです。

✉ hek@hiroshima-net.org



私たちの活動はみなさまの御寄付で支えられています。
この場をかりて厚く御礼申し上げます



【主催】伊方原発広島裁判事務局

〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203
E-mail: saiban_office@hiroshima-net.org
URL: https://saiban.hiroshima-net.org

☎ 090-7372-4608



ゆうちょ銀行
振込口座の
御案内

□座名◆伊方原発広島裁判応援団
□座記号番号◆01360-8-104465
他行からの振込◆店名(店番):一三九(139)
預金種目:当座
□座番号:0104465
(ゆうちょダイレクトのご利用をお奨めします)

伊方原発の放射能から「広島市民も逃げられない」

2016年3月11日、広島市民らが原告となって、広島地裁に四国電力伊方原発の運転停止などを求めて提訴した「伊方原発運転差止広島裁判」（以下「伊方広島裁判」）も、23年4月19日の第32回口頭弁論期日から「人証調べ」が始まります。いよいよ最終段階です。

人証（にんしょう）は、法廷で生身の人間の証言が証拠として扱われる裁判手続きです。証人尋問とも呼ばれます。

市民側（原告側）及び四電側（被告側）の弁護団が裁判所に提出した証人申請のスケジュールは下記別表の通りです（2023年3月31日現在）。

この表で見ると、市民側人証のトップバッターは、Web ジャーナリストの哲野イサク氏（筆名。同氏の戸籍名は伊奈道明。今回裁判の原告の一人でもあります）。

哲野氏は、伊方原発重大事故時の「避難計画」について証言します。ここでその要点を簡単に見ておきましょう。

「避難計画審査」の仕組みがないこと

伊方原発に限りませんが、現在の原子力規制の考え方では、「原発には絶対安全はない」という基本理念の下、いかに国民に放射線被曝被害を与えないかを最大課題として組み立てられています。運転している原発が、トラブルを起こし、それが重大事故に発展し、最終的には環境に有害な放射能を放出せざるを得ない状況を想定して、原子力規制委員会の新規規制基準の体系が出来上がっているわけです。

そうして、原発が「最終的には環境に有害な放射能を放出せざるを得ない状況」に立ち至った場合、取りうる国民防護の手段はたった一つしかない、それは「住民避難」である、としています。たかだか発電手段に過ぎない原発の運転のために、私たちが「避難を覚悟する」というものなやらかしな感じがしますが、それが現在の法令の仕組みです。

そのため、普段から避難計画を作成し、避難訓練も行っており、放射能からの避難に備えよ、と法令では定められています。特に原発から30km圏自治体には、避難計画策定、避難訓練の実施が法令で義務付けられているほどです。

こうしてみると、「避難計画」策定は、避難者の生命（いのち）、健康を守る最後の命綱であることが了解されるでしょう。

ところが、この肝心の「避難計画」が本当に役に立つのか、実効性があるのかを、責任をもった行政機関

がキチンと、一定の基準のもとに審査する仕組みそのものがありません。つまり「避難計画」は作文でも構わないのです。

法廷では、「住民避難」は「住民防護」の最終手段と位置付けられながら、肝心の計画を審査する法的仕組みのない不合理性やまやかしについて哲野氏は証言します。

広島市民も逃げられない

四国電力伊方原発3号機が重大事故を起こした場合、原子力規制庁が公表した極めて楽観的な「放射性物質拡散シミュレーション」によっても、広島市域の住民は1週間で約4.3mSvの放射線被曝を被ることが読み取れます。（mSv=ミリシーベルト。実効線量の単位。実効線量はある放射線から人の全身が受ける影響度の単位。日本の現行法令では公衆の被曝線量の上限は年間1mSvとされています。）

私たちの八幡浜市や松山市の原告はもっと重篤な被曝被害を被りますが、広島市域の私たちも当然伊方原発の放射能から逃げる必要があります。ところが広島市や広島県といった自治体は全くこの備えがなく、実効性のある避難計画の検討もしていません。

また仮に備えたとしても、伊方原発3号機が、超巨大地震、たとえば南海トラフ巨大地震によって事故に至った場合（自然災害との複合災害）、広島県・広島市の被害予測からすると、広島市域の都市機能はほぼ壊滅的な状況であり、広島市域住民はいわば「袋の中のネズミ」状態となり、その住民は甘んじて被曝被害を受けざるえない、ことも哲野氏は証言します。

「広域避難計画」の杜撰さ

伊方原発については愛媛県を中心に、「広域避難計画」が策定され、内閣府の原子力防災会議（議長は内閣総理大臣）でも「了承」されていますが、哲野氏は、アメリカの避難計画策定の実例を例にとりながら、愛媛県による「広域避難計画」が、「避難の時系列プログラム」を欠いた「計画」の名に値しないものであることについても法廷で証言します。

4月19日当日は、原告側弁護団による主尋問が約120分、続いて被告側弁護団による反対尋問が約30分、最後は裁判体も含めた再尋問が約30分と、長丁場にわたる「人証調べ」とはなりますが、みなさん、当日は是非法廷に傍聴においでになり、見聞きされたことを広く世の中にお伝えいただければと思います。

【別表】人証調べ予定表 2023年3月31日現在

月日	証人	肩書	テーマ
4月19日	原告側 哲野イサク氏	原告、Web ジャーナリスト	避難計画
5月31日	被告側 松崎 伸一氏	四国電力社員	地震動
6月5日	原告側 後藤 政志氏	元東芝・原子炉格納容器設計者	過酷事故対策
7月5日	原告側 巽 好幸氏	地球科学者。神戸大学海洋底探査センター客員教授	火山
7月19日	被告側 中川 俊一氏	四国電力社員	安全対策
7月31日	原告側 野津 厚氏	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、港湾空港技術研究所領域長	強震動予測
調整中	被告側 金折 裕司氏	山口大学、理工学研究科、教授	活断層
調整中	原告側 高島 武雄氏	熱工学の専門家。元小山高専教授	水蒸気爆発
調整中	原告側 早坂 康隆氏	地質学者。元広島大学大学院、地球惑星システム学、准教授	地震動